

令和 7 年度

事業計画書

社会福祉法人訓子府福社会

社会福祉法人訓子府福祉会の基本理念

～ 利用者の立場に立ったサービスの提供と自立支援を目指して ～

基 本 理 念

1. 介護予防及び介護サービスを必要とする高齢者等と家族が、安心して利用できる事業所を目指します。
1. プライバシーの尊重及び自主性の尊重を基本とし、明るく快適な生活が送れるよう支援します。
1. 介護サービスを必要とする高齢者等と家族が、地域で自立した生活を営むことができるよう支援します。
1. 個人の尊厳を確保し、質の高い介護サービスを提供するよう努めます。
1. 広く法人、施設の機能を挙げて、地域福祉の増進に寄与するよう努めます。
1. 人創りが良質な介護サービスの提供に不可欠であることを認識し、職員研修を積極的に行います。
1. 無駄のない効率的な経営と安定した経営が確立できるよう努めます。

社会福祉法人訓子府福祉会職員倫理要綱

前 文

私たち社会福祉法人訓子府福祉会（以下「法人」という。）が経営する事業所に勤務する職員は、介護を必要とするすべての利用者が、個人の尊厳を保持し、施設又は長く住み慣れた地域において安全かつ生きがいをもって暮らし続けていくことを願っています。

そのために、法人が経営するすべての事業において、利用者一人ひとりが、その人らしい生活を実現するための支援をする専門職として、ここに倫理要綱を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって介護サービスを提供できるよう努めます。

（利用者の立場に立った自立支援）

1. 私たちは、利用者すべての基本的人権を擁護し、その人らしい生活が実現できるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護サービスを提供していきます。

（専門的サービスの提供）

2. 私たちは、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を養い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

（プライバシーの保護）

3. 私たちは、利用者のプライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。また、「個人情報保護に関する法律」に基づき法令を遵守することを誓います。

（身体拘束禁止及び虐待防止の取り組み強化）

4. 私たちは、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、「身体拘束廃止に関する指針」及び「虐待防止のための指針」に基づき、身体拘束の禁止及び虐待防止に取り組み、より良いケアの実現に努めます。

（総合的サービスの提供と積極的な連携、協力）

5. 私たちは、利用者に快適なサービスを提供していくための「介護サービス計画」を策定し、福祉、医療、保健等関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

（利用者ニーズの把握）

6. 私たちは、生活を支える視点から利用者の真のニーズを受け止め、それを代弁していくことも重要な役割であることを確認したうえで、考え行動します。

（地域福祉の増進）

7. 私たちは、地域において生じる介護の問題に対しても、専門職としての自覚とプライドを持ち、積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

（介護人材の育成）

8. 私たちは、利用するすべての人々が将来に渡り安心して質の高い介護サービスを受ける権利を享受できるよう、それを担う介護人材の育成に力を注ぎます。

（事故発生防止）

9. 私たちは、より質の高いサービスを提供していくために「事故発生防止のための指針」に基づき、介護事故・送迎事故の防止に取り組めます。

令和 7 年度

社会福祉法人訓子府福祉会事業計画

1. 事業の目的

老人福祉の基本理念を基調とし、かつ介護保険法の趣旨に従い、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態になった利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練等を提供し、施設または地域社会において利用者一人ひとりの有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な福祉サービスを提供しようとするものである。

2. 経営目的

法人の基本理念及び基本方針の明確化及び職員の倫理要綱に基づいた経営計画の実現に取り組むことにより経営の確立を図る。

職員には施設内外の研修機会を多く持ち、法人施設を取り巻く情報を共有することで職員の育成を図り、そのことが「サービスの質の向上」につながり、評価される事業所に成長することで、事業経営の安定化を図る。

また、効率的な業務運営を実施し、介護保険報酬における各種加算算定など適正な収入を確保し、安定的な財務基盤を確立するため、経営会議などにおいて、目標達成及び利用者増加に向けた協議を実施し、取り組みを強化する。

3. 事業展開

- (1) 入所者・入居者の認知症状等の重度化に対応するための研究
- (2) 通所介護事業における活動内容等の検討

4. 在宅老人福祉サービス事業の推進

ショートステイ事業の受託

5. 法人組織の機能の充実

- (1) 理事会・評議員会機能の活性化
- (2) 理事会運営の適正化
- (3) 監事機能の発揮

監事は、理事の業務執行状況、法人各事業所の経営状況、財務・会計処理状況、利用者の預り金取扱状況を必要に応じて監査し（定例：四半期毎 4 回）、この結果を理事会・

評議員会及び北海道知事に報告するとともに監査報告書を作成して保存する。

(4) 訴訟体制の整備

万一の事故等に際し、法人並びに役員及び評議員に賠償責任が生じた場合の対応体制を整備し、安定的・永続的な事業の運営に資する。

6. 社会福祉法人の役割と意義

(1) 地域支援事業の取り組み

社会環境の変化に伴う福祉ニーズの多様化・複雑化を受け、社会福祉法人にはこれまで以上に地域に根ざした福祉サービスの担い手にふさわしい公共性、専門性、力量を高め、事業運営を安定化するための効率性を目指します。

また、通所型サービスにおいては町や福祉団体等と連携した地域支援事業の取り組むものとする。

(2) 地域における公益的な取り組みの推進

社会福祉法人には福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスを無料又は低額な料金で提供することを目指すものとする。

7. 経営基盤強化の取り組み

良質な福祉サービスを提供していくためには、法人経営が一定程度安定していることが必要であるが、小規模な当法人については介護報酬等の関係上、経営状況は厳しいため、当法人の優位性や特性に基づく他の施設との差別化を図るなどの取り組みと合わせ、引き続き次のことに取り組むものとする。

(1) 専門職員の育成

- ア. 他の施設との情報交換、先進事例の研究
- イ. 外部研修会への派遣及び内部研修（学習会）の開催
- ウ. 意欲をもって働ける職場づくりのための処遇改善
- エ. 業務に関係する資格取得の奨励
- オ. 将来を担う学生ボランティアや実習生の受け入れ
- カ. 日常業務における異業種間の連携
- キ. 職員定着化のための初任者研修及び現任者研修体制の構築

(2) 町、議会、各種団体への支援要請等

- ア. 中期収支見込みによる町及び町議会に対する運営費及び施設整備費用等の補助の要請

- イ. 介護用ベッド等の固定資産の計画的更新に向けた助成制度等の検討
- ウ. 施設の老朽化に対応するため、施設・設備修繕の支援制度の拡充の要請

(3) 体制強化その他の取り組み

- ア. 利用者に対する重要事項等の説明の徹底
- イ. サービスの実施体制、資格等の利用者に対するサービス選択のための情報提供
- ウ. 広報誌の発行やホームページの活用による経営情報の開示
- エ. 職員への経営実態の周知による経費節減意識の醸成及び介護サービスの向上を前提とする業務の効率化による時間外勤務の縮減などの経営改善に向けた取り組み
- オ. 経営改善策の検討協議及び改善状況検証のための経営改善会議の定例開催
- カ. 事故防止及び感染防止等を推進するための職員による各種委員会活動の活性化。 *
- キ. 国の「科学的介護情報システム（LIFE）」に連動する介護保険利用者管理システムのテクノロジー活用による介護サービスの質の向上及び業務効率化の推進

* LIFE：科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とした厚労省のデータ収集・分析システムで、その結果を基に事業所におけるPDCAサイクルを構築し、介護の質を改善するもの。

(4) 危機管理システムの強化充実

- ア. 新型コロナウイルスや季節性インフルエンザの感染防止の取組を継続し、職員への感染症知識予防の内部研修の実施による知識向上や訓子府クリニックとの連携強化を推進する。
- イ. 各種リスクマネジメント対策の強化や災害時や感染症発生時における事業継続のための計画（BCP）の理解や有事に備えた研修会を実施する。
- ウ. 自然災害や火災などを想定した訓練実施などの備えを充実し、自治会・実践会などと協同し、災害対応（自主避難誘導など）の訓練を定期的の実施し、地域の防災対応力の向上を図る。

特別養護老人ホームくねっぶ静寿園事業計画

基 本 理 念

1. 「お世話させていただく」という謙虚な心で、責任あるサービスを提供します。
1. 誰に対しても笑顔で敬意を持って接し、信頼される関係を築きます。
1. プライバシーに配慮した尊厳ある快適な生活を提供します。
1. 専門職としての先進的な技術や知識を習得し、質の高いサービスを提供します。
1. 「自分でできる喜び」を重視し、自立した生活ができるよう支援します。

1. 基 本 方 針

施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話を通じ、入所者等がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

入所者等の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立って明るく家庭的な雰囲気大切にしながらサービスの提供に努めます。

稼働率の向上及び増収 ・目標稼働率を 97%達成の目指し、常に入所優先順位を確定し、空床発生後、速やかに家族への入所意向の確認を行い、空床期間の短縮を図ります。

2. 処 遇 方 針

- (1) 当施設において提供する介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- (2) 利用者等の人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者等及び家族のニーズを的確に捉え、個別に施設介護計画を作成することにより、利用者等が必要とする適切なサービスを提供することとします。
- (3) 入所者等又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。また、入所者等や家族より介護サービスに関する記録の開示を求められた時は、記録を基に情報を開示します。
- (4) 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- (5) 常に、提供したサービスの管理・自己評価を行います。
- (6) 認知症に対する理解を深め、地域の社会資源との連携を深めます。

3. 処 遇 目 標

- (1) 事故防止に向けて、入所者等の多様なニーズを的確に把握し、ケアプランとの連動により安心・安全を確保するように努める。

(2) 個別ケアの充実に向けて、日常生活での入所者等との会話、身体・精神面の理解に努めるとともに職種を問わず情報の共有を図り、適切な介護を実践する。

(3) 入所者等の要介護度及び認知症の重度化への対応並びに入所者等に、より快適な生活を送っていただくため、引き続きグループケアによる介護サービスを提供する。

(4) 内外の研修内容を充実させて、更なる専門知識・技術の習得の研鑽に励み、入所者等のサービスの質の向上に努める。

(5) 介護部門

ア. 入所者等の自立支援及び日常生活の充実を図り、入所者等の心身の状況に応じた適切な技術をもって介護を行う。なお、介護の実施にあたっては、入所者等の人格に十分配慮して行う。

イ. 入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合で、代替手法がなく、かつ、一時的な場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為を行わない。

ウ. 虐待防止対策の取り組みを強化する。

エ. 日常生活での、誤嚥・転倒及び通院送迎・園外活動等の事故防止に努める

オ. 日常生活での感染症の予防を実施する。

カ. 褥瘡の発生予防に留意する。

キ. 認知症に対する専門性を高めるための取り組みを推進する。

ク. 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアと経口維持支援への取り組みを行う

ケ. 入所者一人ひとりの心身の状態や生活リズムに合わせたきめ細かな介護と安楽な生活の場の提供

コ. 介護見守りシステムの導入を検討する。

(6) 看護部門

ア. 入所者等の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置を行う。

イ. 入所者等個人毎にデータを作成し、嘱託医師、各専門科医の指導のもと疾病予防の早期発見・早期治療に努める。

ウ. 感染症予防対策の徹底（新型コロナウイルス、ノロウイルス、インフルエンザ等）、感染症防止委員会の随時開催（月1回以上）・・・内部研修（実技）の実施

エ. 褥瘡の発生予防対策の徹底、褥瘡防止委員会の定例開催（月1回）

オ. 機能訓練の計画を実施する。・・・介護職員との連携実施

カ. 新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチンの投与は嘱託医の指示のもと、本人の意思確認及び家族の同意を得たうえで実施する。

キ. 起床、就寝時、食後等必要に応じた「口腔ケア」の徹底を図る。また、口腔ケア委員会を通じ、義歯の手入れ、唇の乾燥、ブラッシング方法等についても細心の注意を払うように歯科医師・歯科衛生士等と連携し、状態把握に努める。

ク. 入所者等全員の健康診断の実施。

ケ. 胃瘻入所者等への適切な対応に心掛ける。

コ. 介護職員と連携し、口腔ケア及び経口維持支援への取り組み並びに入所者の痰吸引を

適期に行うなど、誤嚥性肺炎予防のための取り組みの推進。

サ. 置戸日赤病院と協力医療機関委託を締結したので、定期的に入所者の現病歴等の情報共有を行う。

(7) 栄養・給食部門

ア. 入所者等の身体状況に適した献立、調理、食形態の研究を行う。(病弱者等に対しては、各部門との相談、情報交換により状況に合わせて提供する。)

イ. 嗜好調査を実施し、入所者のニーズを把握し献立に反映させるよう努める。

ウ. 配膳は、主として介護職員との連携を密にし、食品衛生法に掲げる事項に留意して衛生的に行う。

エ. 食器及び盛り付け、色彩の研究・工夫に努める。

オ. 基準量を下回る栄養素の改善(100%以上を目標)

カ. 栄養ケアマネジメントを通じ、低栄養状態を早期に発見するとともに「食べること」を通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援する。また、個別的な栄養相談を行う。

キ. 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアと経口維持支援の取り組みを推進するため、歯科医及び歯科衛生士等との連携を強化する。

ク. 誤嚥事故防止のため、給食業務委託業者との綿密な連携を図る。

(8) 相談援助

入所者等又は家族等に対する懇切丁寧な相談業務の実施及び必要な援助等の助言並びに入所者等の心身の状況変化等に係る情報提供を適宜に行うなど、入所者及び家族との信頼関係の構築に努める。あわせて職員の相談等対応能力の向上に努める。

(9) 機能訓練

入所者等に対して、心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行う。

ア. 日常生活動作(移動・移乗等)に基づく訓練

イ. レクリエーションに基づいた訓練

ウ. ケアプランに基づいた訓練

(10) 地域交流

ア. 訓子府町、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域住民等への積極的な関わりのもと、在宅福祉の一助としての施設機能の開放を目指す。

イ. 施設状況を公開するため「静寿園だより」を定期発行する。

ウ. 新型コロナウイルス感染症が5類になったことや、各種感染症が落ちついている時は、地域の慰問を受け入れ、町民と利用者との交流を図る。

(11) 職員の資質向上

ア. 一人ひとりの職員が介護施設の使命を認識し、自覚と責任を持ち日々の積み重ねの中で資質の向上を目指す。

イ. 各関係機関の実施する研修会の参加や先進施設視察等を実施することにより、専門職としての意識と資質の向上を目指す。

ウ。施設内研修の実施による職員の資質の向上を目指すため、関係資料、情報の収集に努める。

(12) 防災・安全管理

ア。防火管理規程に基づき、安全かつ快適な生活を送れるよう近隣住民の方々の協力のもと、火災等を想定した通報訓練、消火訓練等を実施し非常時に迅速に対処できる避難体制の確立を図る。

イ。非常通報システム、避難誘導、消火器及び屋内消火栓等の操作について周知徹底を図る。

ウ。専門業者による機械室、ボイラー、電気設備、消火設備等の保守点検のほか、職員による定期及び随時の点検を行う。

エ。地震、洪水等の災害に起因した長期停電に対応するため、必要な発電機などの機器の設置を想定し、具体的なシミュレーション素案を作成する。

オ。地元町内会や関係機関との連携を強化し、地震・火事・水害等を想定した防災訓練や消防設備器具などの自主点検を定期的に行なう。

(13) 防犯対策

不審者の侵入に備え、警察署の協力のもと防犯訓練を実施する。

(14) 衛生管理等

ア。入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用する水について衛生的な管理に努め、合わせて衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

イ。食中毒及び感染症の発生を防止するために、マニュアルの周知徹底に努めるとともに、必要に応じて保健所等の助言・指導を求め連携を保つ。

- ・ 手指消毒、手洗いの徹底
- ・ 期間毎の全館清掃
- ・ 職員間の連携

ウ。インフルエンザの感染を抑制するため、施設内の適正な温湿度管理に努める。

エ。新型コロナウイルスの感染予防を強化するため、職員個々の衛生管理と合わせ、感染状況に適応した入所者家族等の施設内への立入制限等を行う。

(15) 事故発生時の対応

① 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

② 「ヒヤリ・ハット」報告の活用

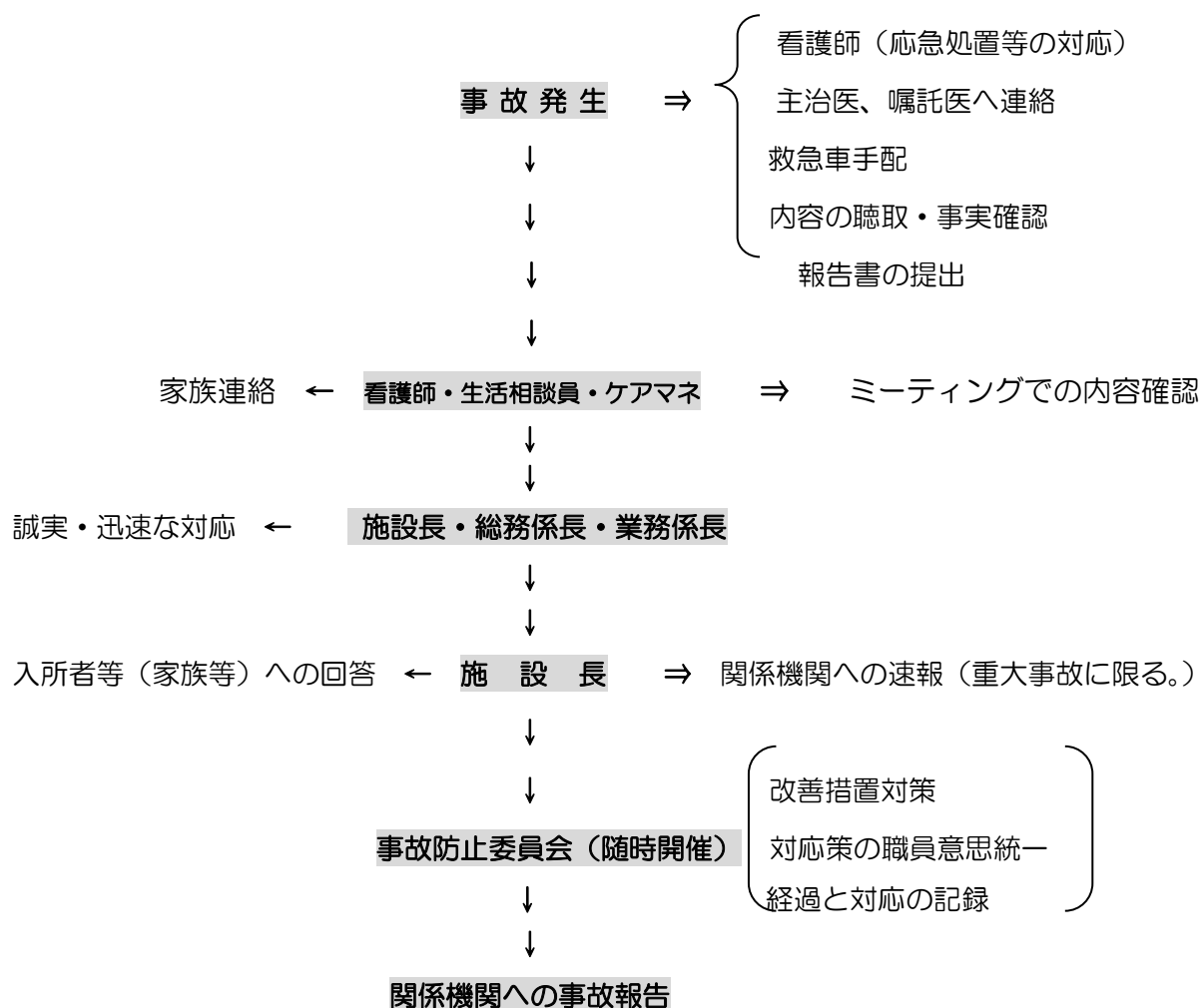
事故に対し可能な限り事前に予知・予測し、可能な限り事故発生を回避する。万一事故が起きた時には速やかに対応処理し、拡大を防ぎ、被害を最小限にいとめる。

【事故予防対策】

事故防止委員会を随時開催し、複雑なリスクを丹念に減らすための検討を行い、職員への周知徹底を図る。

正しい介護方法の実施 ～ 入所者等の介助（移動介助、移乗介助、食事介助、排泄介助、入浴介助、着脱介助の他、あらゆる介助）を行う際は、先進技術の習得による適切な介助等を実施するほか、入所者等に安心していただけるよう、介助後の安全確認を必ず行う。

個々の職員が入所者等の身体状況の変化や認知症状等を正確に把握するために、事前の情報を共有できるよう、ヒヤリ・ハット報告を活用することで、リスクの周知を図り、重大な事故に繋がらないよう適切に対応する。



老人デイサービスセンターくねっぶ静寿園事業計画

介護保険の基本理念である「介護予防」、「自立支援」を徹底することを目的に利用者が在宅において可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業を通して支援をしていきます。

また、職員ひとり一人が認知症をはじめとする介護に関する知識・技術の向上に取り組み、専門職としての意識を高めます。要支援や要介護になるおそれの高い地域の高齢者を対象とする地域支援事業については、引き続き訓子府町及び関係機関と協議・連携し、可能な限り地域の実情に合わせた受入れができるよう努めます。

基 本 理 念

- ・センターでの活動を通じ、利用者個々の生活機能の維持改善と、「自分でできる喜び」を分かち合い、利用者が自立心と意欲を持って在宅生活が送れるようなケアを目指します。
- ・利用者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本に誠心誠意をもって優しく接し、利用者及びご家族との信頼関係を築きます。
- ・利用者及び家族並びに職員間においても、人としての思いやりを持ち、それを言葉や態度等において実践します。
- ・稼働率の向上及び増収を図るため、地域包括支援センターや居宅介護事業所、医療機関など関係機関との緊密な連携を図り、利用者増加に努めます。
- ・交流の場の提供、心身機能の維持向上、家族の負担軽減のため、一人でも多くの人に利用していただけるよう、サービス提供実施の拡充など利用者数増加を図ります。

事 業 概 要

【事業目的】

通所介護事業は、高齢者が介護を要する状態に、できるだけならないように、また、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的な介護負担の軽減を図ることを目的とする。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援または要支援状態となる恐れのある高齢者を対象に、住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、通所介護事業と同様の生活支援サービスを総合的に提供することを目的とする。

【利用対象者】

基本的には、町内に在住する介護保険給付対象者の概ね 65 歳以上の要援護高齢者（65 歳未満であって初老期認知、特定疾患に該当する者を含む。）や身体障害者等で他者交流が図れずにいる方、閉じこもり等で下肢筋力の低下が見られる方等、通所することで社会的参加や心身の向上を図ろうとする方を対象とする。

【利用定員】

利用定員は、1 日当たり 30 名程度を目標に受け入れる。

【運営日】

月曜日から金曜日までとし、祝日運営（ゴールデンウィーク中の5月祝日、12月31日から1月5日は除いて）の準備を進める。

【提供サービス基本目標】

1. 生活相談

介護保険により、本人や家族の相談はケアマネージャー（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等）が主となって行っているが、サービス提供者として責任をもって利用者やその家族からの要望、苦情、悩み等に対して常に対応できるように心がける。

保健、医療、福祉等の相談については、担当のケアマネージャーに必ず連絡し、必要に応じて各関係機関と調整を行い、利用者個人の情報や問題を把握し、適切な対応と秘密保持に努める。

認知症に対する専門性を高め、利用者家族にも認知症に対する正しい認識を持ってもらえるよう努める。

2. 日常生活動作訓練

ケアプランに基づいた通所介護計画を作成し、それぞれの利用者に対して、趣味・趣向に合ったサービスが提供できるよう、体を動かせるゲームや手芸的なもの、散歩等選択できるようにし、個々が楽しんで参加できる状況が作れているか常に評価していく。また、高齢者向けのレクリエーションについても新しいものを取り入れるなど取り組む。

また、個別機能訓練を希望がある方には面談、評価を行った後、今後の機能訓練内容の計画を立て、長期目標・短期目標、評価、機能訓練の内容など必要条件を明記した「機能訓練計画書」を作成し、実施に向けて取り組む。

3. 健康チェック

センター到着後、利用者の健康チェックを行い、状態に応じた対応をしていくほか、日常生活での健康相談にも応じていく。また、定期的な体重測定や利用時の健康状態を把握するほか、早期受診につなげるため、状態に変化がないか確認していく。

4. 送 迎

通所の送迎は、主にデイバスとリフトワゴンの2台で行っているが、利用者一人ひとりが長時間乗車することのないよう、常に現行の送迎方法やルートの見直しを行い、効率良く送迎できるよう工夫する。また、曜日や時間は、可能な限り本人や家族の希望に添い行うことを基本に、行程上困難な日については、予め説明し了承いただく。

送迎中は、利用者の身体状況や道路状況を常に留意し、安全運転・無事故に心がける。また、利用者の乗降やシートベルト着用の確認、車内での様子には常に気を配り、同乗職員が声かけや合図をし、安全で快適な無理のない送迎に徹する。

送迎時は家族との情報交換の重要な場であるため、施設職員としての自覚を持って情報収集にあたる。また、検討事項があった場合は、その場での決めごととはせず、事務所に持ち帰り検討する。

5. 養 護

休養・娯楽の時間は、それぞれ個人の時間として自主性を尊重し、利用者間の交流や趣味等の範囲を広げて、在宅時においても継続できるよう支援する。残存の機能を生かしながら、できる範囲を見定め自立支援を目標とする。

6. 入浴サービス

身体状況や精神状況を考慮した介助にあたり、利用者が心ゆくまで「温泉浴」が満喫できるよう、また、自力入浴ができない利用者については「車椅子式リフト装置」による入浴を行い、安全には十分気を配り、くつろいだ雰囲気の入浴できるように心がける。

7. 給 食

利用者の身体状況、嗜好、食事形態を考慮し、楽しく食事ができるよう食事環境等にも配慮する。

8. 事故発生時の対応等

- ① サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、傷病の状況に応じた適切な処置を講じる。
- ② 事故発生を回避するため定期的な施設・設備の点検を行うとともに、利用者の身体の状態等に応じた声掛け、見守り及び介助を行う。

9. 家族会との協調

利用者の家族会との連絡調整を図って、結びつきを深めるとともに、家族間の融和を図るべく家族会と協調して事業を推進する。

10. 感染症予防対策

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染予防を強化するため、職員個々の衛生管理と合わせ、利用者等の健康チェックの結果並びに感染状況に適應した利用制限などの対策に取り組む。

軽費老人ホームケアハウスほなみ事業計画

基 本 理 念

入居者のプライバシーの尊重及び自主性の尊重を基本とし、「ほなみ」を入居者の生活の拠点として、明るく快適な生活が送れるように援助します。

空床期間の短縮を図るために入居待機者数の定期的な状況確認を行い、退去者発生後の入居者の確保のため、事前に2名室の入居待機者確保を図ります。

事 業 概 要

1. 入居者に対する援助・サービス

(1) 食 事

- ・献立については、基本的に特養と同じであるが、食事量や嗜好、食事形態に配慮しつつ、季節感を取り入れた変化に富んだ食事の提供に努める。
- ・入居者の希望についても積極的に取り入れ、工夫に努める。
- ・BGMを流すなど、食事環境の工夫に努める。

(2) 入 浴

- ・隣接地にある「訓子府温泉保養センター」の温泉源を利用した入浴を提供し「温泉浴」を満喫してもらう。
- ・入浴日は原則として毎日とする。
- ・夜間入浴については、事故防止のため、宿直員にその旨（入浴前と後）伝えてから入浴するよう入居者に協力願い、最終入浴時間を午後8時までとする。

(3) 健康管理

- ・定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、入居者の健康の保持と疾病の予防に努める。（年1回）
- ・入居者に健康管理への意識を継続させていくため、6ヶ月ごとに健康調査を行う。
- ・入居者の健康上の不安、悩みなどについて相談に応じ適切な助言を行う。

(4) 自主活動への協力・援助

- ・入居者が、趣味・娯楽・交流行事などを行う場合は、必要に応じて活動が円滑に行われるよう援助する。

(5) 要介護者への対応

- ・日常生活上の援助及び介助を要する状態になった時は、早期に関係機関と密接な連携を取り、必要に応じて在宅保健福祉サービスを受けられるよう支援する。

2. 社会資源の活用及び地域交流

- ・積極的に社会資源を活用できるよう情報を提供する。
- ・特別養護老人ホームの主要行事・慰問などに参加できるよう配慮する。
- ・デイサービスへの参加を勧めていく。

3. 職員の役割

(1) 生活相談と助言

入居者の生活状況、家族状況、健康状況等を把握し、入居者の各種相談に応じて適切な助言を行う。

(2) 緊急時の対応

- ・緊急時に対応できるよう職員体制の整備と関係機関との連携に努める。
- ・救急通報時には、救急隊員へ速やかに個人情報伝えるためのファイルを整備する。
- ・特に夜間の対応については、宿直を中心として特養の夜勤介護員にも協力を願う。
- ・非常通報装置や全館一斉放送設備と併せて、緊急連絡が速やかに行われるように努める。

(3) 関係機関との連携

- ・訓子府町などの関係機関及び医療機関、家族との連絡調整を図るとともに、関係諸制度及び諸施策の活用についても迅速かつ適切な連携を行う。

(4) 職員の資質の向上

- ・各種研修会への参加及び先進施設等の視察を行い自己研鑽に努める。
- ・施設運営に関する調査・研究を行う
- ・認知症に関する専門性を高めるよう努める。

4. 感染症予防対策

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染予防を強化するため、職員個々の衛生管理と合わせ、入居者に対する予防対策の情報提供と協力を要請する。

5. 施設の管理体制

・夜間の対応

宿直業務員は、特養と併せて行い、夜間1名を配置する。

令和7年度 法人年間予定表

月 別	理事会・評議員会等	主な予定議件	事 務	主 な 行 事
4 月	・ 評議員選任委員会	【委員会】 ・ 新評議員の選任	・ 契約事務 ・ 令和6年度決算事務 ・ 運営費補助申請書提出	
5 月	・ 決算監査 ・ 定例理事会	【理事会】 ・ 決算監査報告 ・ 事業報告、決算計算書類等の承認 ・ 新年度事業計画、予算	・ 決算書作成	
6 月	・ 定時評議員会 ・ 臨時理事会	【評議員会】 ・ 決算監査報告 ・ 事業報告、決算計算書類等の承認 ・ 理事及び監事の選任 【理事会】 ・ 理事長の選定 ・ 施設長の選任	社会福法人変更登記申請 ・ 資産総額の変更	
7 月	・ 第1四半期定例監査		・ 第1四半期定期監査資料作成	・ 物故者法要
8 月			・ 訓子府福祉会運営費補助事業計画書提出	・ セタ
9 月				・ 敬老会
10 月	・ 第2四半期定例監査 ・ 定例理事会 ・ 定例評議員会	【理事会/評議員会】 ・ 事業報告 ・ 監査報告 ・ その他	・ 第2四半期定期監査資料作成	
11 月	・ 役員研修会		・ R8 年度短期入所事業等予算見積書提出（町宛）	
12 月			・ 訓子府福祉会運営費補助金見積資料提出（町宛）	・ クリスマス会
1 月	・ 第3四半期定例監査	・ R7 予算執行状況	・ 第3四半期定期監査資料作成	
2 月			・ 決算見込事務着手	
3 月	・ 定例理事会 ・ 定例評議員会	【理事会/評議員会】 ・ 事業報告 ・ 監査報告 ・ 各拠点区分補正予算 ・ R8 事業計画及び事業区分予算 ・ その他	・ R7 決算見込書作成 ・ 補正予算案作成 ・ R8 事業計画及び予算書案作成	

令和 7 年度 特別養護老人ホーム年間行事予定表

月 別	施 設 行 事 名	主 な 内 容
4 月	開園記念日	
6 月	野外昼食会	テラスで焼肉（ジンギスカン等）
7 月	物故者法要	故人の冥福を祈り追善法要を行なう。 遺族、法人役員、評議員
8 月	七夕納涼祭	感染症防止に配慮しながら開催する。
9 月	敬老会	訓子府町と共催
10 月	焼き芋・焼きカボチャ	焼き芋・焼きカボチャを使い入所者と一緒に おやつをつくり食べる。
12 月	もちつき	つきたての餅をみんなで丸め、調理して食べる。
	ゆず風呂	入所者にゆず風呂入浴を楽しんでいただく。
	クリスマス会	職員による演芸他 キャンドルサービス、クリスマスプレゼント
	忘年会	
1 月	新年会	新年を祝う
2 月	節分	入所者による豆まき
3 月	ひなまつり	雛人形を飾り、ご馳走を提供する。

実施月	地域行事等への参加	主 な 行 事
5～6月	桜、芝桜見物	レクリエーション公園
7 月	ふるさとまつり観覧	お祭り広場、歌謡ショー見物
10～11月	紅葉見物	
6 ～ 9月	園外ショッピング	東武、イオン北見店等
◇その他の慰問 新型コロナウイルスやインフルエンザの感染状況に配慮しながら、訓子府町認定こども園 わくわく園や民舞、カラオケ同好会等の慰問を積極的に受け入れる。		
◇その他施設行事 誕生会（毎月1回）、お好み丼の日（毎月1回）		
◇施設内研修 救命処置に係る講習会・外部講師による研修会		

社会福祉法人訓子府福祉会令和7年度事業計画（給食）

社会福祉法人訓子府福祉会 令和7年度事業計画（給食）					
		特 養	ケアハウス	デイサービス	備 考
4月	1日(火)	開設記念日			
	16日(水)	手作りおやつ（北G）			
	23日(水)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
	未定			4・5・6月誕生会	29日:昭和の日
5月	16日(金)	お好み丼（昼食時）	お好み丼（昼食時）		3日:建国記念日・4日:みどりの休日
	21日(水)	手作りおやつ（西G）			5日:子供の日
	28日(水)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		11日:母の日
6月	4日(水)	手作りおやつ（栄養士）			15日:父の日
	13日(金)	お好み丼（夕食時）	お好み丼（夕食時）		21日:夏至
	18日(水)	誕生会(昼食時野外)	誕生会(昼食時野外)		
7月	未定			7・8・9月誕生会(野外)	
	2日(水)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
	中旬	物故者法要祭	物故者法要祭		
	中旬	ふるさと祭り見学			21日:海の日
	19日(水)	土用の丑	土用の丑		
8月	2日(土)	七夕納涼祭	七夕納涼祭		11日:山の日
	20日(水)	誕生会(夕食時)			8/3中西みよし様100歳
	27日(水)	手作りおやつ（東G）			8/18黒川徳右工門様100歳
9月	10日(水)	敬老会(夕食時)	敬老会(夕食時)		
	未定			敬老会	15日:敬老の日
	20日(土)	お彼岸・おはぎ(昼食時)	お彼岸・おはぎ(昼食時)		
	24日(水)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		23日:秋分の日
10月	1日(水)	手作りおやつ（北G）			
	未定			10・11・12月誕生会	6日:十五夜
	10日(金)	お好み丼（昼食時）	お好み丼（昼食時）		13日:スポーツの日
	22日(水)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		
	29日(水)	焼き芋・焼き南瓜			31日:ハロウィン
11月	5日(水)	手作りおやつ（西G）			3日:文化の日
	14日(金)	お好み丼（夕食時）	お好み丼（夕食時）		23日:勤労感謝の日
	26日(水)	誕生会・寿司(昼食時)	誕生会・寿司(夕食時)		
12月	10日(水)	餅つき(昼食時)	餅つき(昼食時)	餅つき(昼食時)	
	未定			クリスマス会	
	22日(月)	冬至	冬至		
	24日(水)	クリスマス会	クリスマス会		
	30日(火)	誕生会・忘年会（夕食時）	誕生会・忘年会（夕食時）		
	31日(水)	年越し	年越し		
1月	1～3日	正月	正月		
	6日(火)	新年会・誕生会（夕食時）	新年会・誕生会（夕食時）		
	7日(水)	七草（朝食時）	七草（朝食時）		
	11日(日)	鏡開き	鏡開き		13日:成人の日
2月	4日(水)	手作りおやつ（東G）			3日:節分
	未定			1・2・3月誕生会	11日:建国記念日
	20日(金)	お好み丼（昼食時）	お好み丼（昼食時）		
	25日(水)	誕生会・寿司(昼食時)	寿司(夕食時)		23日:天皇誕生日
3月	3日(火)	雛祭り	雛祭り		
	20日(金)	お彼岸・ぼたもち(昼食時)	お彼岸・ぼたもち(昼食時)		20日:春分の日
	25日(水)	誕生会(夕食時)	誕生会(夕食時)		

令和7年度 老人デイサービス事業年間行事予定表

区 分	行 事	1 週	2 週	3 週	4 週	5 週
4 月	誕 生 会	1～4	7～11	14～18	21～25	22・28母の日
		フリーデー	こいのぼり作り	こいのぼり作り	4・5・6月誕生会	30 カラオケ
5 月	母 の 日	1・2	7～9	12～16	19～23	26～30
		カラオケ	母の日・桜見物	ゲーム	作品づくり	作品づくり
6 月	父 の 日	2～6	9～13	16～20	23～27	30
		フリーデー	父の日	カラオケ	ゲーム	フリーデー
7 月	誕 生 会	1～4	7～11	14～18	22～25	28～31
	ショッピング	フリーデー	7・8・9月誕生会	ショッピング	七夕飾り作り	ゲーム
8 月		1	4～8	12～15	18～22	25～29
		ゲーム	フリーデー	かき氷	フリーデー	カラオケ
9 月	敬 老 会	1～5	8～12	16～19	22～26	29・30
		おやつ作り	敬老会	ゲーム	フリーデー	おやつ作り
10 月	誕 生 会	1～3	6～10	14～17	20～24	27～31
		おやつ作り	紅葉ドライブ	フリーデー	10・11・12誕生会	カラオケ
11 月			4～7	10～14	17～21	25～28
			おやつ作り	クリスマス作品づくり	クリスマス作品づくり	フリーデー
12 月	クリスマス会	1～5	8～12	15～18・26	19・22～25	29・30
	町内サポ'ッ'	ゲーム	フリーデー	町内ショッピング	クリスマス	カラオケ
1 月			6～9	13～16	19～23	26～30
			かるた大会	書初め	ゲーム	節分
2 月	誕 生 会	2～6	9～13	16～20	24～27	
		1・2・3月誕生会	ひな人形作り	ひな人形作り	カラオケ	
3 月		2～6	9～13	16～19	23～27	30・31
		おやつ作り（甘酒）	ゲーム	体操	フリーデー	カラオケ

随時、天候によっては、外へ出る予定（ポケットパーク、中央公園、レク公園、）

令和 7 年度 ケアハウスほなみ年間行事予定表

令和 7 年度 ケアハウスほなみ行事予定表			
月 別	行 事 名	内 容（親睦会行事を含む）	備 考
4 月			
5 月	ピン玉大会	入居者全員で抽選箱のピンポン玉に書かれた点数を競う	景品を用意する
6 月	野 外 昼 食 会	天候の良い日に野外での食事を楽しむ	
7 月	ピン玉大会	入居者全員で抽選箱のピンポン玉に書かれた点数を競う	景品を用意する
	物故者追善法要	ケアハウスでの生活を送った故人の冥福を祈り、追善法要を行なう	特養と共催
8 月	七夕納涼祭	入居者の家族を招待し、七夕の夜と一緒に楽しむ	特養と共催
	[高齢者スポーツ大会参加]	訓子府町老連主催の行事に参加する	
9 月	ピン玉大会	入居者全員で抽選箱のピンポン玉に書かれた点数を競う	景品を用意する
	[敬老祭参加]	訓子府町主催の行事に参加する。	
10 月			
11 月	ピン玉大会	入居者全員で抽選箱のピンポン玉に書かれた点数を競う	景品を用意する
1 2 月	もちつき	つきたてのもちをみんなで丸め、調理して食べる	特養と共催
	クリスマス会	クリスマスの夜を楽しむ	特養と共催
	忘 年 会	会食を楽しみながら、一年間を振り返る	
1 月	ピン玉大会	入居者全員で抽選箱のピンポン玉に書かれた点数を競う	景品を用意する
	新 年 会	新年を祝い、会食を楽しむ	
2 月			
3 月	ピン玉大会	入居者全員で抽選箱のピンポン玉に書かれた点数を競う	景品を用意する
・誕 生 会：毎月1回（対象者がいない月はお食事会を行なう）			
・映画鑑賞会：毎月1回（談話室の大型テレビを使用して実施する）			
・バスハイク：入居者の希望を基に年に1回実施。（旅行による気分転換と入居者同士の親睦を深める）			

令和 7 年度 防災訓練計画書

訓練の名称	実施時期	訓練の目的及び内容
総合訓練	7 月	☐ 通報訓練 消防署への通報及び放送設備機器の取扱い方の習得 ☐ 日中の火災を想定した避難訓練 利用者の避難誘導 ☐ 消火器具取扱い訓練 職員及びケアハウス入居者を対象とした消火器及び 屋内散水栓の取扱い方の習得
防犯訓練	9 月	☐ 不審者の侵入を想定した対応訓練
避難訓練	3 月	☐ 通報訓練 消防署への通報及び放送設備機器の取扱い方の習得 ☐ 夜間における火災発生を想定した避難訓練 利用者の避難誘導（夜勤者・宿直業務員中心） ☐ 自然災害に対する基礎的な知識の習得（地震時の 対応） ☐ 近隣住民の協力